

平成 29 年度 社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

事 業 計 画

I 基本方針

雲南市社会福祉協議会（以下、「本会」という）の経営理念「市民誰もが自分らしく輝き、支え合う福祉のふるさとづくり」を念頭に、昨年12月に策定した「中期経営計画」年次計画を着実に実践していきます。

この経営計画には経営理念実現のために、次の大きな三つの経営ビジョンと、五つの部門ビジョンを掲げております。

- ▶ 【共感】共感の輪を広げ 笑顔の福祉活動を育む社協を目指します
 - ▶ 【共創】思いをつないで 地域社会と福祉を創る社協を目指します
 - ▶ 【共生】自分らしく輝く ふだんの暮らしを守る社協を目指します
- 総務部ビジョン「社協らしさを發揮できる 全体最適化に向けた 経営管理マネジメントを実践します」
- 地域福祉部ビジョン「住民主体を地域と育む 共に考え 悩み 喜ぶ地域を基盤としたソーシャルワークを実践します」
- 在宅福祉部ビジョン「その人らしいふだんの暮らしを支え続ける 一人ひとりを見つめた 介護サービスを実践します」
- 施設福祉部ビジョン「地域に暮らす住まいとして その人らしい生き方・生活を尊重する 施設サービスを実践します」
- 子育て支援部ビジョン「地域とともに健やかに 家族の子・地域の子・世界の子を育む 保育サービスを実践します」

さて国では、「ニッポン一億総活躍プラン」等において、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指す『地域共生社会』の実現を基本コンセプトとする社会福祉制度全般の改革を、平成 30 年度に予定される生活困窮者自立支援制度見直しなどの機会を捉え行なっていくこととしております。さらに介護保険制度の見直し、平成 30 年度の介護・障がい福祉の報酬改定、地域包括ケアの推進等、本会としてはその動向の適確な把握や、今後の関わり方等については極めて大きな課題であります。行政をはじめ関係諸機関との一層の連絡・協働を図ることが必要となっていました。

総務部では、社会福祉法改正法の施行にともない、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等には、社会福祉法人の責務としてしっかりと対応いたします。さらに、「地域における公益的な取組」実践のために結成された「雲南市社会福祉法人連絡会」も、まずは市内 14 社会福祉法人の連携強化に努めて参ります。また役員・評議員が改選されます。まず 4 月 1 日には新評議員、6 月には新役員が選任され新たな役員体制がスタートいたします。改

正法の趣旨、ルールに則り確実に進めて参ります。

地域福祉部では、「第3期雲南市地域福祉活動計画（平成27年3月策定）」の中間年度として、基本理念「この地域で安心して暮らし続けたいの願いを支えていく」の着実な実践を図るとともに「地域共生社会」という概念のなかで、子ども、障がい者、高齢者などの属性を超えて支援が必要な人を横断的に支える仕組みづくりに対して、地域の福祉課題を踏まえ適かつ柔軟な取り組みを進めていきます。

在宅福祉部においては、「介護予防・日常生活支援総合事業」が施行されます。特に、「通所型介護予防事業」は、「介護予防はつらつ」と改称されますが、これまでの3つの機能向上（運動・栄養・口腔）に加え、認知症予防活動を重点目標として事業内容の充実を図ります。

さらに、居宅介護支援事業所みとやにおいて、有隣会居宅介護支援事業所との事業統合等による組織強化により、一層のケアマネジメント機能の強化を図ります。

施設福祉部では、雲南市において策定された「公の施設改革推進方針」に基づく「えがおの里」民営化への対応は喫緊の課題として適時適切な措置を講じて参ります。

子育て支援部では、掛合保育所は、新たな3カ年の雲南市保育業務受託のスタートとなります。三刀屋保育所とともに「地域とともに健やかに」を共通の保育理念に、地域に密着した保育サービスの実践に努めます。

以下、五つの事業部門ごとに具体的事業実施計画をまとめおります。

II. 事業実施計画

1 法人運営事業部門

- 部門ビジョン（目指す姿）
社協らしさを発揮できる
全体最適化に向けた 経営管理マネジメントの実践を目指します
- 重点目標
 - ▶ 法人経営を統括する組織の司令塔として、事業を担う役職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる、組織の経営基盤強化に取り組みます。
 - ▶ 役職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるようになるとともに、これらの力を合わせ、社協全体を最適化していく経営管理マネジメントにより、総合力を生かした社協らしさを発揮できる組織経営を目指します。

1. 法人運営事業

- (1) 社会福祉法人制度改革への対応
 - ① ガバナンスの強化
 - ア. 必要な規程等の整備
 - ② 事業運営透明性の向上
 - ア. 計算関係書類及び財産目録、現況報告書の公表（本会ホームページ、厚労省財務諸表等電子開示システム）
 - イ. 役員等の報酬支給基準の公表
- (2) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。
 - ① 各種会議の開催
 - ア. 理事会（年7回予定）
 - イ. 評議員会（年4回予定）
 - ウ. 三役会（随時）
 - エ. 理事事業担当部会（随時）
 - 総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会
 - オ. 地域福祉委員会（年2回予定）
 - 各福祉圏域毎に開催
 - カ. 企画調整会議（月1回以上）
 - ② 監事による監査の実施
 - ア. 定期監査（5月）
 - イ. 中間検査（12月）
 - ③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正
 - ④ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築
 - ⑤ 職員による内部経理検査の実施（年2回全事業所実施予定）
 - ⑥ 障がい者雇用の促進
 - ⑦ 適正な会計処理の実施

社会福祉法改正への対応

(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。

- ① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源
賛助会員への協力依頼
- ② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料
- ③ 島根県社会福祉協議会受託金
- ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
- ⑤ 目的別積立金造成(修繕積立金等)

(3) 雲南市地域包括支援センターへ職員出向する。

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き 5 名の専門職員（看護師 2 名、社会福祉士 3 名）を雲南市包括支援センター（本庁・大東）に出向する。

(4) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア. 地域福祉推進研修
 - イ. 人権同和研修
 - ウ. 各種外部研修会（県社協）への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア. メンタルヘルス研修（7月予定）
 - イ. 人権研修（11月予定）
 - ウ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等への積極的参加
- ③ 職員の資格等取得促進
 - 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか

(5) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催（7月7日予定）
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催（10月上旬予定）
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第 11 回雲南市民歳末余芸大会の開催（12月上旬予定）
主催：市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

(6) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。

- ① 中期経営計画の 2 年次行動計画の実施
経営計画推進会議の設置と計画進行
- ② 一般事業主行動計画(次世代法、女性活躍推進法)の進行管理

(7) 災害救援ボランティアセンター設置運営にかかる調査研究を行う。

市、県社協、本会ボランティアセンター等との連携による活動マニュアルの検証・見直しの実施

(8) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。

- ① 大東町地域福祉センター
- ② 大東健康福祉センター
- ③ 木次町高齢者コミュニティセンター

- ④ 三刀屋健康福祉センター
 - ⑤ 掛合健康福祉センター
 - ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター
 - ⑦ 入間コミュニティセンター
 - ⑧ 特別養護老人ホームえがおの里
 - ⑨ 中野多目的集会センター
- (9) **労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。**
- ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
 - ② ストレスチェックの実施
 - ア. 全職員（常勤職員）に対象者を拡大し、9月～10月に実施
 - イ. ストレスチェック実施研修会の開催
 - ウ. 実施者による面接指導又は健康相談の実施
 - ③ 社会保険労務士と顧問契約による適正な労務管理の実施
 - ④ 労務管理業務のアウトソーシングの実施

2. 広報・啓発事業

親しみやすく分かりやすい広報の推進

- ① 社協だより (12,900部×年4回)
- ② 地域の福祉 (12,900部×毎月)
- ③ ホームページの更新 (随時更新)
- ④ 広報編集会議の開催

3.弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

4. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区”運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 会費の募集活動の推進（5月）
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

5. 地域公益活動の推進

- ① 「雲南市社会福祉法人連絡会」による市内14法人のネットワークづくり
- ② 社会福祉法人の本旨に基づく、地域における公益的な取組みの実践。

2. 地域福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

住民主体を地域と育む
共に考え 悩み 喜ぶ
地域を基盤としたソーシャルワークを実践します

○ 重点目標

- ▶ 住民福祉活動組織と共に地域の福祉活動への共感を広げ、やりがいを基盤とした共助を育みます。
- ▶ 福祉サービスを必要とする方が地域でその人らしく暮らせるよう、地域生活支援を視座とした個別支援を実践します。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職の協働を促進します。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～相談を受け止め 課題解決を共に目指し
その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談と生活支援

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援していく。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

相談者に寄り添い複合化した生活課題を解きほぐし、生活を立て直すプランによる各支援機関等との連携で、自立に向けた包括的支援を行う。

- ① 総合相談（「アウトリーチ：訪問による相談援助」を含む）
- ② 分析・支援ニーズの把握
- ③ 支援プランの作成
- ④ 支援調整会議・サービス提供
- ⑤ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- ⑥ 終結・フォローアップ（追跡評価）

(2) 生活困窮者家計相談支援事業（市受託事業）

本人と共に家計状況を点検し、課題を“見える化”した家計再生プランにより自立意欲を促し、自立した家計管理に向けた伴走型支援を行う。

- ① 家計管理に関する支援
- ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援
- ④ 貸付の斡旋

(3) くらしの相談（法律相談：無料・予約制）

- ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）

- (4) 地域を基盤とした相談ネットワークづくり
　　民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携によるニーズキャッチと支援の仕組みづくりを進める。

2 生活資金の融資

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、必要な生活資金を融資し、その人の自立を支援していく。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- (2) 民生融金貸付事業

3 窮迫課題への対応

総合相談で受け止めた窮迫する生活困窮課題に即時対応し、必要な生活支援に的確につなぎ、その人の自立を支援していく。

- (1) 緊急現金の貸付け（民生融金特例貸付け）
- (2) フードバンク事業
- (3) 自立生活促進備品バンク事業
- (4) 入居債務保証支援事業（県社協制度と連携）
- (5) 制度の狭間の支援ニーズへの対応策の研究・開発

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し
　　その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護による生活支援

判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

- (1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ① 支援プラン作成
 - ② 生活支援
 - ア 福祉サービス利用援助
 - イ 日常的金銭管理サービス
 - ウ 書類等の預かりサービス
 - エ 定期的な訪問等による状態把握、見守り
 - ③ 地域や生活支援関係機関との連絡調整
 - ④ 生活支援員研修
 - ⑤ 利用料助成
- (2) 法人後見事業（法人による成年後見への取り組み）
 - ① 運営委員会の運営
 - ② 受任審査会の運営
 - ③ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ア 財産管理
 - イ 身上監護
 - ウ 家庭裁判所、関係機関等との連絡調整等

2 当事者組織等の支援

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

(1) 活動実践の支援（事務局）

- ① 雲南市母子会
- ② 雲南市手をつなぐ育成会
- ③ 雲南市身障者協会
- ④ 被爆者協会（木次圏域）

(2) 活動財源の支援

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育の推進

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育

- ① 総合的な学習の時間などにおける福祉学習の実践支援
- ② 様々な社会資源を活かした体験学習（サマーボランティアスクール）の実施

(2) 地域を基盤とする福祉教育

- ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動実践を通じた振返りと学び合いの場づくりの促進
 - イ 認知症を学び地域で支える学び合い講座等の協同実践
- ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動推進を目的とした研修の協同実践
 - ③ 支え合う福祉のまちづくり講座（出前講座）の開催

積極的に地域に出向き、対話による学び合い出前講座を開催する。

2 小地域福祉活動の推進

住民自治を担う地域自主組織を核に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

(1) 活動実践の支援

- ① 地区別実践検討会議（地区ごとに実施する事業運営等の情報交換と活動検討の場）
- ② 町別実践検討会議（町ごとに実施する町内地区同士の情報交換と活動検討の場）
- ③ 30地区学び合い会議（30地区のリーダーが一堂に会して実施する組織運営等の情報交換と活動検討の場）
- ④ 事業実践検討会議（同じ事業を実践する地区が集まり実施する事業運営等の情報交換と活動検討の場）

(2) 活動財源の支援

- ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成
- ② ふれあい・いきいきサロン活動助成

3 ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

- (1) ボランティアセンターの運営（活動実践者・関係支援機関等で構成）
 - ① 事業企画・運営等の協同実践
 - ② ボランティア活動者の開拓
 - ア 市内高校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進
 - イ ボランティア活動団体等との連携による活動者開拓
- (2) 活動実践の支援
 - ① 活動の相談と個別の支援
 - ② 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践
 - ア 音訳ボランティア研修会
 - イ 除雪ボランティア情報交換・研修会
 - ウ 活動実践団体等との共催等による情報交換・研修会
 - ③ 包括的な地域福祉実践に向けた、多様な活動実践者等が実践的につながる場づくり
 - ア 地域自主組織、ボランティア活動団体、N P O、介護事業所等との担い合う地域福祉実践に向けた協議の場づくり

4 住民参加による地域生活支援事業

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

- (1) 食の自立支援給食・配食サービス事業（市受託事業）
地域自主組織、配食ボランティアなどの協力で実施
- (2) 地域子育て支援事業
地域自主組織、N P O、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で実施
- (3) 音訳広報事業
市内 6 福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で実施
- (4) 郵便による見守り事業
郵便局、事業所、市民ボランティアなどの協力で実施

5 民生児童委員協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（本所担当）
- (2) 6 単位法定民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にした、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月 01 日～12月 31 日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（01月 01 日～03月 31 日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

3. 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちちは「その人らしい普段の暮らしを支え続ける一人ひとりを見つめた介護サービスを実践します」

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティーネットとしての役割を担います。
- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門と連携した地域生活支援に取り組みます。
- ▶ 「住み慣れた地域で暮らし続けること＝ふだんの暮らし」が「その人にとってのしあわせ＝自分らしい輝き」であるために、一人ひとりを見つめた、高品質な介護サービスの実践を目指します。

＜重点実施項目＞

1. 拠点区分での独立採算制を基本とした経営基盤の強化

常に経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として、事業所単位で目標値を定め、検証を行い、経営基盤の安定・強化を図ります。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

質の高いサービスを提供するために、担い手である職員の確保とキャリアパスを踏まえた育成を図り、専門性を深めるための研修の充実、職員の待遇改善の充実、意欲と誇りをもって働き続けることができる職場環境の醸成を目指します。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行

介護予防給付事業のうち、訪問介護事業と通所介護事業を新しい総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）に移行し、従前の予防給付相当のサービス（第1号訪問事業・第1号通所事業）と、基準を緩和した通所型サービスA（介護予防はつらつ）を行います。可能な限り地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう介護予防に取り組みます。

4. 地域との連携

地域と密着した必要とされる事業所として、地域の様々なボランティアの受入れ、地域活動への参加等積極的な交流を図ります。

【在宅福祉課】

1. 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA）雲南広域連合委託事業

- ①平成29年度より、今までの介護予防はつらつデイサービスの名称を「介護予防はつらつ」に改名し、雲南広域連合委託事業として基準を緩和した通所型サービスAを行います。
- ②通所型サービス事業対象者と認定された方に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、閉じこもり予防等の各プログラムを、雲南広域連合・雲南市地域包括支援センターと連携を図りながら実施します。

③各交流センターやボランティアなど、地域のご協力をいただきながら高齢者の生きがいと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるよう、積極的に事業を展開します。

④担当職員を配置し事業の効率的な事業展開を目指します。

⑤利用回数、料金等

・市内全域 29 地区の交流センター等を会場にサービス提供

・一人あたり回数 月 3 回

・利用料 基本料金 月定額料金

(1割負担 1,367 円、2割負担 2,734 円)

昼食・茶菓代 1回 600 円

2. 介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合委託事業）

雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施します。

【大東介護事業所】

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

○障がい者居宅介護事業

○移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

◇利用者及びご家族に寄り添い、ご希望に沿った在宅生活が続けられるようサービスを提供していく。

◇他事業所との連携を図り、柔軟な質の高いサービスを提供していく。

◇各種研修に参加し、ヘルパーの質や技術の向上に努める。

《通所介護事業所おおぎ》 ※定員 30 名

営業日：月曜日から土曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供時間：9時20分から16時30分

○通所介護事業・第1号通所事業

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇利用者様の声に耳を傾け、心のこもったサービスを提供する。

◇研修会に積極的に参加し、職員の質の向上に努める。

◇地域の方々との関わりをもっと多く取り入れる。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

○地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

◇年々重度化し医療依存度の高い利用者様が増加する中、主治医やケ

アマネージャー、他の事業所と連携し、安心・安全な入浴サービスが提供できるよう努める。

◇研修会への参加により、サービスの質の向上に努める。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町 介護支援専門員：3名

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇利用者様やご家族の思いに寄り添い、相談しやすい人間関係を作れるよう心掛ける。

◇医療機関や行政、他事業所、地域包括支援センターとの連携を図り、スムーズに支援が行えるよう努める。

◇積極的に研修に参加し、専門性を高める。

【三刀屋介護事業所】

《訪問介護事業所みとや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

○移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

◇住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、利用者の意思や人格を尊重したサービス提供に努める。

◇事業所内において職員個々の研修計画に基づき、積極的に各種研修会への参加を行う。

◇総合事業への移行により、関係機関と一層の連携を図りながらサービスの提供に努める。

《相談支援事業所みとや》

○障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業の実施

◇利用者・家族の思いに寄り添い相談しやすい関係が作れるように心がける。

◇行政・他事業所等とのネットワークづくりを深めていく。

《デイサービスセンターみとや》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇利用者の多様なニーズに対応し利用者、家族の方に満足していただけるサービス提供に努める。

◇ボランティア、実習生の受け入れを積極的にする。

◇個別援助技術や知識を習得し、職員の資質向上に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 ※定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

* 地域密着型サービス事業

- ◇特に、男性の利用者様に満足していただけるサービスを提供する。
- ◇「個別支援」〔尊厳〕を基本として職員一人ひとりのスキルアップを図り、専門性を持った個別援助に努める。
- ◇「介護者の集い」を開催しご家族の皆様の思いを理解するとともに、介護者の皆さんにリフレッシュしていただけるような努める。

《デイサービスセンターなかの》

営業日：月曜日から金曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

* 地域密着型通所介護

○通所介護事業・第1号通所事業

- ◇運営推進会議で地域の代表者等に提供しているサービスの内容を明らかにし、サービスの評価とともに、必要な要望、助言等いただく。
- ◇利用者の意思や人格を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。
- ◇音楽療法や地域の方との交流、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：三刀屋町 介護支援専門員：5名

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
 - ◇利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう支援する。
 - ◇職員間の連携をより深め、各事業所や医療機関との連携を図る。
 - ◇サービスの質の向上を図るため専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。
 - ◇事業統合を行うことによりケアマネジメント機能の強化を図る。

【掛合介護事業所】

《訪問介護事業所かけや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

○移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護

- ◇アセスメントに基づく情報共有
- ◇見守り、気配り、思いやりによる接遇の充実
- ◇利用者・家族の目標に向って一緒に考え、支援することで住み慣れた地域で安心して生活出来るサービス提供に努める
- ◇職員の資質向上に努め積極的に研修に参加する

《好老センター通所介護事業所》 ※定員25名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時30分～16時40分

○通所介護事業・第1号通所事業

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。

◇「輝笑好輪（きしょうこうりん）」を合言葉に、利用者様が活き活きと自分らしく輝き、笑顔で過ごせるように、地域や家族の方たちとつながりの輪を大切にした支援に努める。

◇利用者様や家族の方の思いやニーズに沿いながらその方の機能を活かした介護サービスが提供できるように努める。

◇資質向上に努め、チームアプローチによる介護サービスを図る。

◇毎月の基本方針に沿った目標を定め、達成に向け職員の意識統一を図り取り組む。

《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町 介護支援専門員：3名

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇住み慣れた地域での生活が安心して継続できるよう、利用者や家族の思いを尊重し必要な支援に努める。

◇各事業所や行政、医療機関等必要な関係機関との連携を図り、スムーズな対応ができるよう努める

◇専門的な知識や技術の習得のため研修に積極的に参加する。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 ※定員10名

○生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施

◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間居住を提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消に努める。

【小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター】

※登録定員29名（通い定員※18名・泊り定員※6名・訪問）

1. 通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせ、安心した生活が住み慣れた地域で送ってもらえるように努める。
2. これまで歩んでこられた生活環境を基盤に、心身の状況や個々の思いや希望を大切にしたケアを実践する。
3. やわらかい声掛けとともに、楽しんで過ごしていただけるよう、家庭的な雰囲気を大切にしたサービス提供を行う。
4. 地域の伝統行事・イベント等に積極的に出掛ける等、地域住民の皆さんと連携・交流を図る。
5. 四季折々の豊かな自然に触れ、心に潤いをもてるような支援に努める。

4. 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域に暮らす住まいとして、その人らしい生き方・生活を尊重する施設サービスを目指します。

- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが、その人のしあわせ＝「自分らしい輝き」の基盤となり、その人らしい生き方が実現できるように、地域とのつながりを重視した「地域に暮らす住まい」としての、高品質な施設サービスの実践を目指します。

〈重点実施項目〉

1. 安定した経営基盤の確立

- (1) 介護老人福祉施設事業（従来型・ユニット型） 目標稼働率95%以上、短期入所では100%を目標に掲げ、収入の確保に努める。
- (2) 嘱託医、協力医療機関と連携して、利用者の異常の早期発見と治療により苦痛の軽減と空床日を減らし収入の確保に努める。
- (3) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を図り、利用申込者の状態把握を定期的に行い迅速な新規利用者の受け入れができるよう対応する。
- (4) 加算算定要件を守り収入の確保に努める。
- (5) すべての職員が収益の確保、経費節減への意識を持ち、日々、実行する。

2. 安全対策（環境整備）

- (1) 消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会と連携して避難訓練（火災・自然災害）を年2回実施する。
- (2) 広域交番、自治会と連携して不審者に対する情報を共有する。
- (3) 衛生委員会での巡回を毎月実施して危険個所を修理して安全対策に努める。
- (4) 利用者の状態に合わせた環境整備を行い介護事故の未然防止に努める。事故発生時には迅速な対応、検証を実施して「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネジメントの充実を図る。

3. 質の高いサービスの提供

- (1) 施設サービス計画、個別機能訓練計画、栄養計画等、多職種連携によるカンファレンス（アセスメント・モニタリング）の充実を図る。
- (2) 不適切ケアの廃止を目指す。
 - ・利用者参加型のえがお会議（常会）の定期開催
 - ・身体拘束廃止委員会による不適切ケアの調査と改善指導
- (3) 各種研修会への積極的な参加と施設間交流を行い業務改善や介護技術の向上を図り、質の高いケアを追及する。
- (4) 家族会との連携。

4. 地域との連携

- (1) 小中高生、専門学校生とボランティアを幅広く受け入れ、利用者と地域社会との交流を図る。
- (2) 家族会、ボランティアと協力して自宅や地域行事への外出を促進する。
- (3) 関係機関、地域との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に地域へ提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たす。

5. 情報提供・相談・苦情への対応

- (1) 利用者、家族との信頼関係を構築し、要望や苦情に対しては迅速かつ丁寧な対応を行う。
- (2) 苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には苦情検討会を開催し助言をいただく。
- (3) 家族、地域に対し、広報を発行して、施設の情報を公開する。

6. 人材確保・育成・定着

- (1) 新規採用職員等に対しOJTを実施して、仕事に必要な知識、技術、態度等を意図的、計画的、継続的に指導して修得させる。
- (2) エルダー制度により、相談役の存在を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。
- (3) 利用者の状況の変化に合わせて業務改善を行ない業務負担の平準化を図る。
- (4) 施設内・外研修の充実。
 - ・介護保険制度について
 - ・虐待・身体拘束禁止について 2回/年
 - ・事故防止について 2回/年
 - ・感染症予防について 2回/年
 - ・医療的ケアについて
 - ・看取りケアについて
 - ・褥瘡予防について
 - ・認知症について

7. 年間行事予定

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ
5月	花祭り 笹巻づくり 花壇づくり	主催：掛合町仏教会 調理 玄関前花壇 プランター 苗植え
6月	家族会 梅干しづくり	事業計画・報告等 懇親会 梅干し、しそジュース
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭 花火大会	そうめん流し 盆踊り 等 屋台（かき氷・焼きそば等）
9月	敬老会	アトラクション 行事食 記念品贈呈

10月	運動会 ふるさと祭り 秋祭り	玉入れ 鯛釣り パン食い競争等 むかで駅伝応援等 奉納相撲見学等
11月	収穫祭 紅葉ドライブ	行事食 吉田町 八重滝 佐田町方面
12月	忘年会・クリスマス会 そば打ち	アトラクション プレゼント 行事食
1月	新年会	お屠蘇 行事食
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

その他の行事

- ・誕生日会
- ・おやつバイキング
- ・料理作り
- ・習字
- ・折り紙
- ・掛合トランプ 等

5. 保育所受託運営事業

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちは、「地域とともに健やかに」を共通の保育理念に、保育サービスを実践します。

▶ 地域福祉を視座とした子育て支援の具現化に向けて、行政や地域との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。

▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、家族を愛し、地域を愛し、世界を愛する人として健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスの実践を目指します。

〈総括的事項〉

平成26年度から保育業務を受託している掛合保育所は、適切な運営が評価され引き続き3年間の契約更新を受けることとなりました。これを機に、掛合保育所の特徴である地域との交流・連携を更に深めるとともに、保育の質を高めていきます。

平成29年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初128人（入所率107%）、年度末には139人を見込んでいます。また、掛合保育所は、年度当初89人（入所率99%）ですが、年度末には96人、年平均では入所率103%を見込んでいます。

雲南市の子育て支援施策をめぐる情勢は、平成29年度において大東保育園の業務委託開始、保育所と病児保育室の整備が計画されています。また、平成30年度までの保育所・幼稚園の認定こども園への移行計画も示されました。こうした情勢を注視しながら、これまで以上に雲南市との連携を深め、社会福祉協議会が担うべき役割について検討してまいります。

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1. 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2. 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3. 児童数

在籍児童（予定）

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成29年4月1日現在	4	24	27	29	26	18	128
平成30年3月1日予定	15	24	27	29	26	18	139

平成 29 年度 入所率 112% 月平均 134 人
平成 28 年度 入所率 112% 月平均 135 人

4. 職員の職種、員数（4月1日現在）

三刀屋保育所

職員 31名（内正規職員 14名）

- ・所長 1名
- ・主任保育士 1名
- ・保育士 21名
- ・看護師 2名
- ・栄養士 3名
- ・調理師 1名
- ・事務員 2名

嘱託医 2名、嘱託歯科医 1名

みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2名

- ・保育士 1名
- ・看護師 1名

5. 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康チェックカードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・保育所内の衛生管理の徹底

児童の手洗いの徹底とうがい（BK 水）の実施による感染症予防を行う。

施設内の次亜塩素酸ナトリュウムによる週 1 回の清掃及び BK 水での日常的な清掃を行う。

- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した、5歳児水泳教室を開催する。
- ・毎日の継続活動として築山マラソン、築山登りなど年齢に応じた運動プログラムの実践により体力増進を図る。

(2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立と災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。
- ・緊急時を想定し、一斉メールを活用した所児引き渡し訓練を行う。（年 1 回）
- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品、紙皿等の確保を図る。

(3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。
- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・野菜栽培活動や、地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。

- ・栄養士等による月1回の食育のつどいを実施する。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6. 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育儿相談を行う。
- ・子育て講演会を開催する。
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7. 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践(全保護者で)、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。
(親子遠足、運動会、夏祭りなど)
- ・ボランティアとしての参加(絵本の読み語り、絵本の修理、畠の名人さん半日保育士、おもちゃづくりなど)を募る

8. 職員の質の向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価(年2回)を実施する。
- ・全クラス年に一回保育を公開し、全職員で研修を行う。
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
- ・障がい児教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。
- ・指導助言者を招いた所内研修を実施する。
- ・掛合保育所と職員合同研修を実施する。
- ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。
- ・年2回の自己評価を実施し、保育の振り返りと自己目標を明確にする。

9. 小学校との連携

・情報交換

- 保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。
パワーアップチャレンジ部会(学力)、ふるまい向上部会(生活指導)、みんなの会(障がい)、健康づくり部会(保健)に所属
 - ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。

10. 地域との連携

地域の皆さんとの交流や支援を得ての活動を推進する。

- ・地域の支援を得ての野菜作り活動の実施
- ・笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園及び掛合保育所との交流活動の実施

11. 病児保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員 2名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。

12. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

II 雲南市立掛合保育所保育業務

～地域とともに健やかに～

1. 保育理念

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2. 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを發揮し、意欲的にあそぶ子

3. 児童数

在籍児童（予定）

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成29年4月1日現在	4	16	18	17	13	21	89
平成30年3月1日予定	11	16	18	17	13	21	96

平成29年度 入所率 103% 月平均 93人

平成28年度 入所率 100% 月平均 90人

4. 職員体制（4月1日現在）

掛合保育所

職員 29名（内正規職員14名）

- ・所長1名
- ・主任保育士1名
- ・保育士20名
- ・看護師3名
- ・栄養士1名
- ・調理師2名
- ・事務員1名

※病児保育担当保育士、一時預かり担当保育士 3名を含む

嘱託医2名、嘱託歯科医1名

掛合ファミリーサポートセンター

職員 1名

- ・アドバイザー 1名

掛合子育て支援センター

職員 2名

- ・子育て支援員 2名

5. 健康及び安全

（1）健康支援

- ・看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
 - ・嘱託医による検診、聴力・視力検査
 - ・感染症予防のための衛生管理
 - ・手洗い・うがい・歯磨き指導
 - ・健康指導
 - ・個々の成長及び健康管理
 - ・生活リズム調査、睡眠の大切さの推進
 - ・運動プログラムによる体力増進
- ・保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - ・ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
 - ・健康についての相談

（2）安全管理

- ・事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようとする。
- ・所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - ・月1回の災害時想定の避難訓練
 - ・年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - ・月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視

（3）食育の推進

- ・食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー・離乳食等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通した食育の強化を図る。

- ・給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
- ・離乳食・アレルギー食の保護者面接
- ・食育相談・食育指導（栄養のお話・クッキング他）

6. 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・誕生会・出前保育等・子育て講演会

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・研修会等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育（体調不良児対応型）事業

保育中に体調不良となった場合や病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7. 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・保護者会行事・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・保育参加・子育て講演会等

8. 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- ・所内研修　　公開保育を行い、研修の実施
- ・近隣園・所との合同研修会
- ・障がい児や気になる子への対応についての研修（巡回指導他）
- ・県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・保小連絡会・子どもを語る会・保小学交流会
- ・給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・保育要録送付・校長、所長連絡会等

10. 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ゴミゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩
- ・川遊び(鮎の放流・つかみ取り)・ふる里祭り参加・栽培活動他

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

以 上